

岡山県税制懇話会報告書案（骨子）

目 次

1	産業廃棄物処理税の導入効果	
(1)	産業廃棄物の現況	1
(2)	税収と充当事業費の推移	2
(3)	使途事業の実績と主な成果	2
2	産業廃棄物処理税の継続の必要性	
(1)	産業廃棄物処理税の必要性	6
(2)	税制度	7
3	今後の方向性	
(1)	使途事業	8
(2)	基金	9

1 産業廃棄物処理税の導入効果

(1) 産業廃棄物の現況

ア 排出量及び処理の状況

- 県内で発生した産業廃棄物の排出量は、平成14年度の6,828千tから、平成22年度には5,906千t(13.5%減)となっている。
- 県内で発生した産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く、次いで、電気・水道業、建設業の順になっており、産業廃棄物の種類別にみると汚泥が最も多く、次いで、ばいじん、がれき類、鉦さい、廃プラスチック類の順になっている。

イ 最終処分量の推移

- 県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物(県外から搬入されるものを含む。)の量は、平成14年度の953千tから平成22年度の440千t(53.8%減)と大幅な減少傾向にあり、特に、県内発生産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成22年度には348千t(60.5%減)と大きく減少している。

ウ 広域移動の状況

- 県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成14年度(319千t)に比べ、平成22年度は475千t(148.9%)と大幅に増加している。このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成14年度の293千tが平成22年度には465千t(158.7%)へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は、平成14年度の26千tが平成22年度には10千t(38.5%)に減少している。
- 県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成14年度の599千tが平成22年度には474千t(79.1%)と減少している。このうち、中間処理を目的とした搬入量は平成17年度から平成21年度まで400千t台で推移していたが、平成22年度は大幅に減少している。最終処分を目的とした搬入量は、平成14年度の228千tが平成22年度には176千t(77.2%)に減少している。

エ 不法投棄の状況

- 県内で確認された産業廃棄物の不法投棄のうち、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件が平成19年度～22年度においては1～

3件と大幅に減少している。

オ 今後の発生及び処理の見込み

- 県内で発生する産業廃棄物の排出量及び最終処分量は、今後、わずかに増加していくと予測されている。
- 岡山県内の最終処分場の残余年数は、平成22年度末時点で12年となっており、最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制や再生利用を促進するための各種施策を展開している。また、水島地区において、公共関与の新処分場が平成21年4月に供用開始している。

(2) 税収と充当事業費の推移

ア 税収の推移

- 産業廃棄物処理税導入後、税収は、決算額で見ると、平成17年度（903,471千円）まで増加し、平成18年度から減少し、平成21年度（420,295千円）を底に増加し、平成23年度は480,378千円となる見込みである。
- 徴収した産業廃棄物処理税は、賦課徴収に必要な経費である徴税费、保健所設置市が行う産業廃棄物対策促進事業に要する費用に充てるための交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当され、残額は岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金に積み立てられている。

イ 賦課・徴収状況

- 特別徴収義務者は20（施設数23）、申告納付者10（施設数14）であり、主として最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い、申告納入しているところであるが、これまでのところ、申告納入及び申告納付のいずれも適切になされている。

(3) 使途事業の実績と主な成果

- 県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や税制懇話会の報告書に基づき、平成20年度事業からは使途事業に係る充当事業方針を定め、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱に税収を活用している。使途事業の概要は次のとおりである。

ア 産業活動の支援

- 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進
公共工事で発生し、従来は廃棄物として処分していた高粘性土について、新工法を導入し土質改良することで、盛土等へのリサイクルが可能になり、コスト縮減に繋がった。(平成23年度までの5年間の税充当額22,873千円)
- 岡山エコ事業所等の普及促進
ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる277事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。(平成23年度までの5年間の税充当額27,661千円)
- バイオマスの利活用の推進
循環資源である植物由来のバイオマスの利活用を推進するために、調査開発やセミナー等の開催による情報共有、事業者等に対する支援を実施した。(平成23年度までの5年間の税充当額260,570千円)
- 循環型クラスターの形成促進
産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、民間事業者や産学官等が連携するなどして行うリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環推進事業」として12件の事業承認を行い、経費を助成した。(平成23年度までの5年間の税充当額328,008千円)
- その他産業活動に対する支援
県内で発生する産業廃棄物の抑制や循環資源として有効活用するための調査研究を実施した。(平成23年度までの5年間の税充当額105,817千円)

イ 適正処理の推進等

- 産業廃棄物の適正処理等の推進
法・政省令の改正に伴う制度周知や不適正処理事案等の拡大抑制・未然防止を図るため、(社)岡山県産業廃棄物協会が実施する研修会や、処理業者が整備する計量設備を導入する経費に対し助成を行った。
また、廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理計画の策定や排出量等の実態調査を実施するなどした。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃えた対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額を当該廃棄物処理基金に拠出した。(平成23年度までの5年間の税充当額287,497千円)

○ 不適正処理防止の強化対策

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。（平成23年度までの5年間の税充当額22,461千円）

・ 不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、ラジオスポットを実施した。また、リーフレットの配布（H19～21）、新聞紙面への掲載及び（社）岡山県環境衛生協会の広報誌「環境のひろば」への掲載（H22・H23）により、広く不法投棄等の情報提供を呼びかけた。

・ 県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、警察本部の協力を得て、産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

○ 監視指導体制の強化対策

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。（平成23年度までの5年間の税充当額399,117千円）

・ 警察官OBの配置

悪質な不適正事案には暴力団関係者が関与している場合が多いため、警察官OBを嘱託職員として各県民局及び地域事務所に配置し、監視指導体制の強化を図った。

・ 休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早朝・夜間に敢行される不法投棄を未然に防止するため、夜間・休日の監視パトロールを実施したほか、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置した。

・ 中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、ヘリコプターによる上空監視を実施したほか、県庁内に全県一本化した通報の受皿として「不法投棄110番」を設置した。また、不法投棄監視事業を行う市町村への支援を実施した。

○ 有害産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物等に含まれるPCBやダイオキシン等の調査・分析を行う。また、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストによる健康被害が社会問題化しているため、環境大気中の濃度測定等を実施した。（平成23年度までの5年間の税充当額92,536千円）

ウ 意識の改革

○ おかやま・もったいない運動の推進

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「岡山県マイバッグ運動」を推進したほか、県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリ

サイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を423件認定した。

また、ごみの減量化やリサイクルをテーマとしたポスターコンクール、「『おかやま・もったいない』晴れの国フォーラム」等を実施した。（平成23年度までの5年間の税充当額129,581千円）

○ 環境情報の拠点づくり

インターネットとデータベース機能を組み合わせ、循環資源に関する行政・企業・県民情報を一括管理し、受発信できる「循環資源情報提供システム」により情報を発信した。また、企業間の循環資源の取引の場として、ネット上で需要情報・供給情報を登録・更新できる「循環資源マッチングシステム」の運営支援を行った。（平成23年度までの5年間の税充当額41,166千円）

○ 3Rに関する環境教育・環境学習の推進

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、移動環境学習車の運営等を実施したほか、スーパーエンバイロメントハイスクールを指定するなどし、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。また、エコ製品等の展示会を県内各地で開催し、広く県民に広報した。（平成23年度までの5年間の税充当額435,183千円）

○ 環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進

関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築するとともに、出前講座等を実施し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進した。（平成23年度までの5年間の税充当額42,120千円）

○ 環境マネジメントシステムの普及拡大

事業者が、環境マネジメントシステムを構築し、二酸化炭素や廃棄物の排出量削減をはじめとする環境への取組を自主的に推進することを支援するため、中小企業向けの環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証・登録に要する経費の一部助成を行った。（平成23年度までの5年間の税充当額5,900千円）

○ インフラ整備（平成20年度事業からは「イ 適正処理等の推進」に統合）

・ 公共関与による廃棄物処理施設の整備促進

県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しており、早急に公共関与によるモデル的な最終処分場を整備する必要があることから、関係法令手続等への支援を行い、平成21年4月から第1期処分場が供用開始された。（平成23年度までの5年間の税充当額74,846千円）

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

(1) 産業廃棄物処理税の必要性

- 産業廃棄物処理税の導入以降、産業廃棄物の排出量は減少の傾向にあり、最終処分量も大幅に減少している。不法投棄の状況についても、1件当たりの投棄量が10t以上の事例は、件数・投棄量ともに大幅に減少している。
- 岡山県の産業廃棄物施策については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的・対処療法的な対策に加え、産業廃棄物処理税導入以降は、産業廃棄物に係る3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）促進のための「産業活動の支援」や「意識の改革」、不法投棄防止のための監視体制の強化や普及啓発活動などを行う「適正処理の推進」といった、環境意識の醸成や技術開発、不法投棄の事前防止に重点を置いた事業を行ってきたところである。
- 最終処分量と不法投棄の大幅な減少は、産業廃棄物処理税の導入による排出抑制・再生利用促進の効果と、その税収を活用して実施してきた事業による効果が現れたものと考えられる。
- 今後も、産業が存在する限りは、産業廃棄物は無くなることはなく、循環型社会を構築していくためには、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化を推進していくとともに、県民、事業者の意識の改革を進めていくことが必要である。併せて、不法投棄も根絶には至っておらず、引き続き、不法投棄の防止対策を行っていく必要がある。
- 目的税である産業廃棄物処理税は、産業廃棄物に係る3R促進のための経済的動機付けとしての役割を果たすことが、今後とも期待できるとともに、これらの事業を行うための貴重な財源、特に、次世代を担う子供たちへの継続的な環境教育のための財源として必要なものとなっていることから、当分の間、制度は存続すべきである。
- 産業廃棄物処理税については、税源の状況、財政需要、納税者の負担等がかんがみて、今後とも、5年を目途に、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきものと考えられる。

(2) 税制度

ア 税率

- 産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量を課税標準とし、税率は、搬入量1トンにつき1,000円とされているところである。最終処分量の大幅な減少に伴い、税収が導入当初（平成15年度）の885,987千円に比べ、平成23年度は480,378千円と減収になっていることから、税率のあり方について検討を行った。
 - ・岡山県内の企業活動に多大な影響を与えない水準であるか。

岡山県内企業の活動状況をみると、産業廃棄物処理税導入前（平成14年度）に比べて近年の法人事業税の税収や製造品の出荷額等は増加しており、その活動に多大な影響を与えているとはいえない。
 - ・岡山県外へ産業廃棄物が流出しない水準であるか。

最終処分のために岡山県から県外へ流出した産業廃棄物の量は、導入前（平成14年度）の26千トンに対して、平成22年度は10千トンであり、産業廃棄物処理税の導入が産業廃棄物の県外への流出を促しているとはいえない。
- 産業廃棄物に係る税を導入している27道府県は、税率を1,000円/ト^トとすることを基本としており、全国的にこの税率が定着している。また、産業廃棄物の搬入抑制のインセンティブの観点からは、産業廃棄物処理税の導入以降、産業廃棄物の搬入量は減少傾向にあり、税率を変更する必要はないと考えられる。

イ 課税方式

- 産業廃棄物処理税に相当する税の現行の課税方式には、最終処分業者特別徴収方式と、三重県及び滋賀県が採用している排出事業者申告納付方式がある。
- 最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であり、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者又は中間処理業者を対象とすることができるため、税の負担の公平性を確保でき、徴税コストを縮減できる。自社処分の場合は、排出事業者自身が最終処分を行うものであるため、排出事業者が直接、岡山県に申告納付する。
- 前回の検証以降も最終処分業者特別徴収方式のもとで適切に申告納入が行われており、産業廃棄物に係る税を導入している27道府県のうち25の団体でこの課税方式が採用され、産業廃棄物処理税に係る課税方式として定着していることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

3 今後の方向性

(1) 使途事業

- 産業廃棄物処理税の使途は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることとされている。
- 県では、産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」、産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」及び事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」の3つの柱に沿って、充当事業を実施している。
- 産業活動の支援については、公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進、岡山エコ事業所等の普及促進、バイオマスの利活用の推進や循環型クラスターの形成促進等の事業を実施している。
- 適正処理の推進については、不法投棄の防止啓発、監視指導體制の強化等の不法投棄対策等の事業を実施し、不法投棄件数の減少にみられるように適正処理は着実に進んでいると考えられるが、不適正処理や不法投棄が根絶されている状況にはない。
- 意識改革については、おかやま・もったいない運動の推進、環境情報の拠点づくりや3Rに関する環境教育・環境学習の推進等の事業を実施し、事業者や県民の意識改革を促している。
- これらの事業については、一定の成果は認められるものの、不適正処理や不法投棄の発生などに見られるように、未だそれぞれの事業目的が全体として達せられたとは言い難い状況にあると考えられることから、引き続き3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。なお、その際には、税収が大幅に減少している現状を踏まえ、課税目的に沿った効果的な事業実施となるよう、毎年度、状況に応じて事業の見直しを積極的に行うことはもとより、より効果的な新規事業の取組を行うべきである。
- 個別の事業について、それぞれの事業に適した方法により、広く周知が図られる必要があり、事業の検討過程においても、周知方法等に係る検討が十分行われるべきである。
- 事業の実施に当たっては、産業廃棄物処理税についての県民理解をより進める

観点から、産業廃棄物処理税を活用した事業であることを明記し、また、事業成果のわかりやすい周知、公表に、引き続き工夫、配意がなされるべきである。

(2) 基金

- 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金は、潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進とともに、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され、各年度において、産業廃棄物処理税の収入のうち、徴税費及び保健所設置市交付金以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている。
- 前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされており、この基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられており、平成23年度末の基金残高は692,451千円となっている。
- この基金の残高を見ると近年漸減傾向にあるが、所要の事業を継続的に実施しつつ新たな課題に対応するための財源として活用される必要があることから、事業の適切な取捨選択のもとに、安定的な事業実施の観点から、適切な基金規模の維持に留意すべきである。